平成２６年（フ）第７５１１号
東京都東久留米市前沢５丁目12―５―101
債務者　伊東美穂子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　裕規
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５３８号
東京都大田区上池台２丁目２―５
債務者　竹内　文善
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　圭輔
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５４３号
東京都日野市大坂上３丁目11―１　都営日野大坂上３丁目アパート７―107
債務者　長江　玉置
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　憲治
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月25日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５４４号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台２丁目226　サンＣ104
債務者　加藤　航一
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　　豪
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７５９２号
東京都新宿区新宿７丁目26―40―703
債務者　星野　光広
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園山佐和子
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２２号
和歌山市六十谷86番地３　リバーサイドマンション和興ビル503号、住民票上の住所和歌山県紀の川市西大井110番地
債務者　ミニハウスこと　東　　功三
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　行正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５号
群馬県太田市新井町563番地８、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字吉田3157番地
債務者　石川　信二
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田寿栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第４４９号
大阪府枚方市養父元町１番２号
債務者　Ｔｈｅ　Ｆｅｌｌｏｗ’ｓこと　高尾　裕司
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７３号
三重県伊賀市上神戸4507番地の267
債務者　室野　正巳
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１１４７号
広島市佐伯区八幡東１丁目29番２―７号
債務者　髙市早百合
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　達麻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７号
広島市東区戸坂桜上町８番10―６号
債務者　大塚　隼輔
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端野　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１０号
広島市中区舟入川口町13番12―204号
債務者　祐原　國文
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　釜風呂英嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９号
山口県山陽小野田市大字東高泊1432番地11　パーミィ・アイレットＣ棟203号
債務者　飯田　孝弘
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　讃岐　啓文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８０号
新潟市西区山田2611番地１、前住所新潟県五泉市山崎1745番地４
債務者　関根　利廣
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５号
秋田県横手市増田町増田字田町75番地
債務者　助川加世子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第３６号
秋田県横手市十文字町仁井田字大道西42番地２
債務者　武田　清子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
秋田地方裁判所横手支部